



熊本県公報

第 1 2 2 4 2 号

平成 25 年 8 月 23 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見…………… (商工振興金融課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見…………… (") 2
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 2
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 3
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 3
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 3

登 載 依 頼

- 平成 2 5 年度熊本県環境審議会第 1 回鳥獣部会の開催…………… (熊本県環境審議会鳥獣部会) 3

告 示

熊本県告示第 7 8 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 8 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ママやつしろ 八代市千丁町古閑出 2 0 3 6 番地	有限会社ママ	平成 2 5 年 8 月 2 5 日

熊本県告示第 7 8 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 5 年 8 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ママやつしろ 八代市千丁町古閑出 2 0 3 6 番地	有限会社ママ	平成 2 5 年 8 月 2 5 日

熊本県告示第 7 8 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 8 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日

ふい～るど 山鹿市鹿央町千田 9 0 9 - 1	社会福祉法人はなぶさ会 山鹿市鹿央町千田 9 0 9 - 1 富田 正剛	就労移行支援	平成 2 5 年 7 月 3 1 日
--------------------------------	---	--------	-----------------------

公 告

熊本県公告第 4 6 2 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による届出について、同法第 8 条第 1 項の規定により八代市から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
 平成 2 5 年 8 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス高田店
八代市本野町西草場 2 1 3 4 - 3 ほか
- 2 八代市から聴取した意見の概要
 - (1) 交通量が多い道路であることから、交通渋滞の悪化、接触事故の増加が懸念されるため、夕方の買い物時間帯には常時交通整理員を配置し、歩行者及び自転車の安全性の確保が必要である。
 - (2) 入店及び退店時に接触事故の発生や交通渋滞の悪化が懸念されるため、右折導入帯の設置又は右折での退店を原則禁止とする必要がある。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局総務振興課
平成 2 5 年 8 月 2 3 日から平成 2 5 年 9 月 2 3 日まで

熊本県公告第 4 6 3 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による届出について、同法第 8 条第 1 項の規定により菊陽町から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
 平成 2 5 年 8 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
デサキ熊本店（仮称）
菊陽第二土地画整理事業施行地内 2 2 街区 1 画地ほか
- 2 菊陽町から聴取した意見の概要
 - (1) 地域の祭り等の行事を行う自治会等の団体に対して協力を行っていただきたい。
 - (2) 従業員の採用に当たっては、菊陽町から雇用するよう、できるだけ配慮していただきたい。
 - (3) 防犯や青少年の非行防止対策に力を入れていただくとともに、駐車場等における適正な照明の設置や警備員の巡回等に配慮していただきたい。
 - (4) 災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用及び店舗で扱っている物資の緊急時における提供を行うための協定等について菊陽町との協議を持っていただきたい。
 - (5) 誰もが利用しやすい店舗となるようにユニバーサルデザインに配慮した店舗づくりに努めていただきたい。
 - (6) マイバッグ運動などを推進し、ゴミ減量等の対策に取り組んでいただきたい。
 - (7) ネオン等の光については、周辺住民の受忍の範囲内での営業をお願いしたい。
 - (8) 周辺地域への騒音防止対策として、来店者等に対して表示板等によりアイドリング防止やクラクション等を行わないことを促していただくとともに、同店舗においても、使用する音楽や営業宣伝が周辺住民等にとって受忍限度を超える騒音にならないように配慮していただきたい。
 - (9) 駐車場利用時間の制限や誘導員及び監視員による場内走行の安全かつ円滑化、見回りの実施等運営面での配慮をお願いしたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局総務振興課
平成 2 5 年 8 月 2 3 日から平成 2 5 年 9 月 2 3 日まで

熊本県公告第 4 6 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する

る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年8月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字村上172番1及び同173番4
498.68平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市幾久富1758番地78
中嶋 繁之

熊本県公告第465号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の変更許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第35条の2第5項及び同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年8月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字宮ノ上379番1の一部、同379番2、同379番3の一部、同379番4の一部、同402番1、同402番2、同402番3、同405番、同406番1の一部、同406番3、同406番5の一部、同407番2、同407番3の一部、同408番、同411番の一部、同字宮ノ下872番2、同873番1、同874番1、同878番2、同879番4、同879番5並びに里道及び水路の一部
25, 419.07平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字久保田2800番地
菊陽町

熊本県公告第466号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年8月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字辛川字中屋敷1129番1
496.37平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字原水1188番地12
佐藤 雄弥

熊本県公告第467号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年8月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小池字下原806番1
298.87平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字惣領1504番地3
西本 貴典

登載依頼

熊本県環境審議会鳥獣部会公告第1号

平成25年度熊本県環境審議会第1回鳥獣部会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。
平成25年8月23日

熊本県環境審議会鳥獣部会部会長 阿 部 正 喜

- 1 開催日時
平成25年8月29日（木） 午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁本館13階 展望会議室

3 議題

- (1) 鞍岳鳥獣保護区鞍岳特別保護地区の指定について
- (2) 人吉・紅取鳥獣保護区人吉・紅取特別保護地区の指定について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当会議の会場において、受付のうえ、事務局の指示に従い会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、会場にて午後1時30分から先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県環境生活部環境局自然保護課

(電話096-333-2275)